

期 日 令和 3年 1月26日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和3年 第1回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

令和3年第1回農業委員会総会議事録

令和3年1月26日第1回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 3時10分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>日程4、議案第1号 令和2年農作業料金・農業労賃について</p> <p>日程5、議案第2号 農地の賃借料情報の提供について</p> <p>日程6、議案第3号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について</p> <p>日程7、その他</p>
2	<p>委員定数11名</p> <p>出席委員10名</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、 4番 大沼清人、</p> <p style="padding-left: 20px;">5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、 7番 松倉利幸、 8番 大嶋利幸、</p> <p style="padding-left: 20px;">10番 嘉門宏美、 11番 仙北清孝</p> <p>欠席委員 1名</p> <p style="padding-left: 20px;">9番 前野憲和、</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 20px;">3番 森木信廣 委員</p> <p style="padding-left: 20px;">4番 大沼清人 委員</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">局長 宮崎勉、次長 佐藤幸喜、係 田中一志</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、只今から令和3年第1回増毛町農業委員会総会を開催します。</p> <p>会長から挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>今日は1月26日ということで、年が明けてから日にちが経っておりますけれども第1回ということで、また今年は新年会もないということなので日常そのまま来ているようでございますけれども改めて明けましておめでとうございます。本年も1つよろしくお願ひしたいと思います。相変わらずコロナが収束するどころかどんどん身近に迫ってきておまして、ますますマスク等が敏感になってきているのではないかなと思います。</p> <p>我々果樹園の方はそろそろ選定作業も始まって参りまして、ここ昨日今日と大変天気が良いので外の作業を始めたところでございます。</p> <p>1月に入りまして気温も低く、また雪もたくさん降りましてこれからどうなるかわかりませんが、まだ何回か雪はたくさん降ると思いますし冷え込む日も多々あるかと思ひます。今年1年また農作業に取り組むわけですが、今年1年は豊作になりますようにということで祈念いたしまして、農作業の事故がないよう1年を</p>

	始めていっていただきたいなと思います。今日は1つよろしくお願いします。
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席は10名です。9番前野委員から欠席する旨の通知がありました。農業委員会会議運営規則6条の規定による定足数に達しています。</p> <p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行を会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは第1回増毛町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は3番森木委員、4番大沼委員にお願いします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には田中一志君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公正・公平な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修会等を実施すること。令和3年1月26日、増毛町農業委員会会長。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
木谷	研修会は予定しているんですか？
局長	増毛町では毎年11月頃に開催されている連合会の研修会ですかね。今年度はコロナの影響で中止になっていますけれども。
議長	我々は農業委員になって長いですがけれども、今回なられた方もいますが高い倫理観を持って、法令遵守を徹底して職務に向かっていきたいと思います。他に何かありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは決議第1号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって決議第1号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程4、議案第1号「令和2年農作業料金・農業労賃について」事務局に説明を求めます。</p>

田中	<p>議案第1号「令和2年農作業料金・農業労賃について」</p> <p>このことについて、北海道農業会議より回答を求められたので別紙のとおり回答する。令和3年1月26日提出、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページに調査票をつけています。内容につきましては、先ほどの全員協議会で確認していますので省略させていただきます。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第1号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって議案第1号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程5、議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」</p> <p>このことについて、農地法第52条の規定により別紙のとおり農地の賃借料情報を公表する。令和3年1月26日提出、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページをご覧ください。田 最高額15,000円、最低額5,000円、平均額11,400円、データ数70件。転作田 最高額5,000円、最低額2,000円、平均額3,600円、データ数28件。畑 最高額9,000円、最低額9,000円、平均額9,000円、データ数0件。果樹畑 最高額31,000円、最低額10,000円、平均額24,300円、データ数31件。この数値は、2020年1月1日から12月31日までに締結された農業経営基盤強化促進法及び農地法による利用権設定の数値を基に算出しています。但し、畑については、利用権設定の実績がありませんでしたので、令和元年の数値となっております。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
木谷	水田だと水張り面積ですか？
田中	基本的には水張り面積です。
議長	他に何かありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは議案第2号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって議案第2号については原案どおり可決されました。</p> <p>日程6、議案第3号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」まず初めに利用権1番、2番について事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第3号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」</p> <p>令和3年1月20日町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による別紙農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を求めら</p>

	<p>れたので審議回答するものとする。令和3年1月26日提出、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページに総括表をつけていますのでご覧ください。利用権1番。設定を受ける者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。設定をする者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。土地の所在 増毛町 [redacted]。現況地目 共に田。合計面積 [redacted] m²。期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。借賃 [redacted] 円を毎年11月末日までに現金で支払う。</p> <p>利用権2番。設定を受ける者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。設定をする者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。土地の所在 増毛町 [redacted]。現況地目 田。面積 [redacted] m²。期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。こちらの2件については、3月31日で契約期間が切れてしまうため再更新するものです。</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは利用権1番、2番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって利用権1番、2番については原案どおり可決されました。</p> <p>次に、利用権3番については、[redacted] 委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。利用権3番について事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>利用権3番。設定を受ける者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。設定をする者 住所 増毛町 [redacted]、氏名 [redacted] さん。土地の所在 増毛町 [redacted]。現況地目 果樹畑。面積 [redacted] m²。期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。借賃 [redacted] 円を毎年12月末日までに口座へ振り込む。こちらについても3月31日で契約期間が切れてしまうため再更新するものです。</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かご意見ありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	それでは利用権3番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
議長	<p>挙手多数。よって利用権3番については原案どおり可決されました。暫時休憩し、[redacted] 委員は席へお戻りください。</p> <p>再開します。日程7、「その他」事務局から何かありましたらよろしく願います。</p>

局長

ありません。

議長

みなさんから何かありますか？

本日の案件はすべて終了しました。これで第1回増毛町農業委員会総会を終了します。

閉会時刻 午後 3時30分

以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 3年 1月26日

農業委員会会長 仙 北 清 孝

議事録署名委員 森 木 信 廣

議事録署名委員 大 沼 清 人